

奈良県告示第二百五十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。）第十三条第二項に規定する児童福祉司並びに同条第六項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司の数を次のとおり定めた。

平成二十八年十月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 法第十三条第二項に規定する児童福祉司の数は、奈良県中央子ども家庭相談センター及び奈良県高田子ども家庭相談センターのそれぞれにつき、アに掲げる数とイに掲げる数とを合計した数とする。
 - ア 奈良県中央子ども家庭相談センター及び奈良県高田子ども家庭相談センターのそれぞれの管轄区域における人口（公表された最近の国勢調査の結果によるものとする。イ(2)において同じ。）を六万で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）
 - イ (1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を四十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）
 - (1) 当該年度の前々年度において奈良県中央子ども家庭相談センター及び奈良県高田子ども家庭相談センターのそれぞれが児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。(2)において同じ。）に係る相談に応じた件数
 - (2) 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二で定める人口一人当たりの件数に奈良県中央子ども家庭相談センター及び奈良県高田子ども家庭相談センターのそれぞれの管轄区域における人口を乗じて得た件数
- 二 法第十三条第六項に規定する指導及び教育を行う児童福祉司の数は、奈良県中央子ども家庭相談センター及び奈良県高田子ども家庭相談センターのそれぞれにつき、現に置く児童福祉司の数を六で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。